

医療証について

子育て世帯、障害をお持ちの方々の経済的負担を軽減するため、次の医療証を交付しています。

	① 重度心身障がい（児）者医療証	② ひとり親家庭等医療証	③ 子育て支援医療 しらたか元気っ子事業の医療証
対象となる方	<p>▽下記※1により算出した市町村民税所得割相当額が、23万5000円未満の方であって、次のいずれかに該当する方</p> <p>①身体障害者手帳1・2級 ②精神障害者保健福祉手帳1級 ③療育手帳A ④国民年金障害等級1級で障害基礎年金受給者 ⑤精神障害者で、恩給法の特別項症及び第1項症、その他公的年金各法の障害等級1級受給権者 ⑥特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3の1級程度の方及び別表第1程度の20歳以上の方 ⑦療育手帳Bと身体障害者手帳3級の両方に該当する方</p>	<p>▽次のA～C全てに該当する方 A 18歳以下の児童を扶養している方で前年の所得に対して下記※1により算出した所得税相当額が0円になる方 B 現在就労されている方。 C 次のいずれかに該当する方 ①配偶者のいない方及びその児童 ②配偶者が重度の心身障害により長期にわたって労働能力を失っている方及びその児童 ③父母のいない18歳以下の児童（所得税相当額が課税されている者に養育されている場合を除く。） ④「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に基づく法律（DV防止法）」に基づく保護命令の申し立てを行い、現に配偶者に当該命令が発せられた方及びその方に扶養されている児童</p>	<p>▽白鷹町にお住いの0歳から中学3年生までのお子さん</p> <p>※なお、医療証の有効期限は1年間で、お子さんの誕生月の末日（1日生まれの方は誕生月の前月の末日）までです。小学3年生の有効期限については、制度の関係で3月31日とさせていただきますが、それ以降の医療証についてもご自宅に送付いたしますのでご了承ください。</p> <p><u>有効期限が近づきましたら、新しい医療証をご自宅に送付いたします。ご確認ください。</u></p>
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証 ・印鑑 ・対象となることが確認できる身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・障害年金証書（障害基礎年金・その他公的年金） ・恩給証書・特別児童扶養手当証書など 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる方の保険証 ・印鑑 <p>※特別な理由により就労できないという場合はご相談ください。 ※他に書類が必要になる場合があります。（就労証明書等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お子さんの保険証 ・印鑑 <p>※新規に該当になる方のみ申請が必要になります。</p>
※前年または前々年の所得額、所得税額のわかるものが必要になる場合もあります。			

① ② の医療証の更新

現在の①・②の医療証は平成27年6月30日が有効期限です。引き続き交付を希望される方は更新の手続きが必要になります。有効期限をご確認のうえ手続きを行ってください。

▼更新の時期

6月22日（月）～30日（火）

なお、新規の申請は随時受け付けています。

■医療証の申請窓口・問い合わせ先

役場1階 2番受付 町民課国保医療係 ☎85-6130

※1 税制改正により扶養控除が見直され、年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止となりました。医療証の所得の判定にはこの影響が及ばないようにするため、扶養控除廃止前の計算により所得相当額を算出し、判定します。